職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告

平成29年9月

宮城県人事委員会



宮 人 委 第 1 6 8 号 平成 2 9 年 9 月 2 9 日

宮城県議会議長 中島 源陽 殿宮城県知事 村井 嘉浩 殿

宮城県人事委員会 委員長 小川竹男

職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告について

本委員会は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。